

カナダ遺伝情報差別禁止法

横野 恵・松本有平

- 一 はじめに
- 二 カナダ遺伝情報差別禁止法（日本語訳）

一 はじめに

遺伝情報解析技術は、近年めざましく発展している。こうした技術発展は、特に医療分野にさまざまな革新をもたらした。たとえば、既に罹患している疾病の診断、最適な治療の決定、さらには将来罹患する可能性の高い疾病の予測などである。遺伝情報の解析精度はますます向上しており、こうした診断や予測の精度も向上している。もっとも、技術発展による利便性向上の反面、新たな懸念が生じている。遺伝情報に基づく差別への懸念が、それである。たとえば、疾病リスクの高い者には高い保険料を、リスクの低い者には低い保険料を課そうとする生命保険会社は、遺伝学的検査により高い健康リスクをもつことが判明した者に対して、高い保険料を課すか、そもそも契約締結を拒むことが考えられる。また、遺伝学的検査により健康リスクが低いことが判明した者は、自身が契約を結んでいる保険会社に対して、健康リスクの高い者の保険料を上げ、自己の保険料を下げることを求めるかもしれない。これらの当事者の行動はいずれも経済合理的であるが、同時に、遺伝情報という自己の努力によっては変えられない性質をもつ者に対する差別的行動につながる危険性がある。カナダでは、こうした懸念を背景として、2017年5月4日に連邦法である遺伝情報差別禁止法が制定・施行された⁽¹⁾。

(1) Juan Walker, "Bill S-201 : An Act to prohibit and prevent genetic discrimination" online : Government of Canada Publications <http://publications.gc.ca/collections/collection_2017/bdp-lop/lp/YM32-3-421-S201>

この法律により、個人に対して商品や役務の提供または契約や合意の条件として遺伝学的検査の受検や検査結果の開示を要請することは、刑事罰をもって禁止される。違反に対する罰則は、100万カナダドル以下の罰金または5年以下の拘禁（またはこれらの併科）と他の諸国と比較してもきわめて厳しいものとなっている。

同法はまた、カナダ労働法とカナダ人権法の改正を含んでいる。カナダ労働法は、使用者が労働者に対して遺伝学的検査の受検や既存の検査結果の開示を求めることを禁止し、遺伝学的検査の結果に基づく不利な取扱いも禁止している。使用者が法律に違反した場合、労働者はカナダ労働委員会（Canada Industrial Relations Board）に不服を申し立てることができる。カナダ人権法では、遺伝学的特徴（genetic characteristics）⁽²⁾を理由とした差別が禁止され、カナダ人権法の定める諸権利が侵されたと主張する者は、カナダ人権委員会に不服を申し立てることができる。カナダ人権委員会は紛争の仲裁を試みて、仲裁ができない場合、申立てはカナダ人権審判所（Canadian Human Rights Tribunal）に持ち込まれる⁽³⁾。

もっとも、同法に対しては、2018年12月にケベック州控訴裁判所（Quebec Court of Appeal）により違憲判断が下された。遺伝情報に基づく差別行為に対して刑事罰を定めるカナダ遺伝情報差別禁止法は、保険会社に対する規制を行う州の管轄権を実質的に侵害している、という意見である⁽⁴⁾。その後、この意見に対してCanadian Coalition for Genetic Fairness（18の疾病・患者支援団体から成る連合体）が上告し、2019年7月現在カナダ最高裁判所に係属中であ

-eng.pdf>.

(2) なお、この法律における「遺伝学的特徴」の概念と、ユネスコの「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」（1997）「欧州連合基本権憲章」（2000）等における「遺伝的特徴」概念の異同については、武藤香織ほか「遺伝的特徴に基づく差別的取扱いをめぐる概念整理に関する研究」厚生労働行政推進調査事業補助金厚生労働科学特別研究事業「社会における個人遺伝情報利用の実態とゲノムリテラシーに関する調査研究」（研究代表者 武藤香織）平成28年度総括・分担研究報告書（2017）11-19頁を参照。

(3) *Supra* note 1.

(4) In the matter of the : Reference of the Government of Quebec concerning the constitutionality of the Genetic Non-Discrimination Act enacted by Sections 1 to 7 of the Act to prohibit and prevent genetic discrimination, 2018 QCCA 2193 (CanLII).

る。最終的な勧告意見は、2019年秋にも下される見込みである⁽⁵⁾。

二 カナダ遺伝情報差別禁止法（日本語訳）

遺伝情報差別の禁止及び防止に関する法律⁽⁶⁾

裁可

2017年5月4日

法律案 S-201

概要

この法律は、何人に対しても、商品や役務を提供する条件として、個人との間で契約若しくは合意を締結若しくは継続する条件又は契約若しくは合意において特定の条件を提供する条件として、遺伝学的検査の受検又は結果の開示を要求することを禁止する。ただし、医療従事者及び研究者については例外を定める。この法律は、個人に対し、遺伝学的検査及び検査結果に関するその他の保護を提供する。

この法律は、カナダ労働法を改正し、労働者を遺伝学的検査の受検及び検査結果開示の要求から保護し、労働者に対して遺伝学的検査及び検査結果の開示に関するその他の保護を提供する。また、カナダ人権法を改正し、遺伝学的特徴に基づく差別を禁止する。

64-65-66 エリザベス 2 世

第 3 章

遺伝情報差別の禁止及び防止に関する法律

[2017年5月4日裁可]

女王陛下は、カナダ議会上下院の助言と承認を得て、次のとおり立法する：

(5) 裁判の経過は、カナダ最高裁判所ウェブサイトに掲載されている。
<<https://www.scc-csc.ca/case-dossier/info/dock-regi-eng.aspx?cas=38478>>を参照。

(6) An Act to prohibit and prevent genetic discrimination (S.C. 2017, c. 3). 本法は英仏 2 カ国語で制定されているが、本稿の日本語訳は英語版に拠った。

略称

略称

第 1 条 この法律は、「遺伝情報差別禁止法」として引用することができる。

解釈

定義

第 2 条 この法律には以下の定義が適用される。

「開示」には開示を許可することが含まれる。

「遺伝学的検査」とは、疾患若しくは垂直伝達のリスク予測、モニタリング、診断又は予後予測等の目的で、DNA、RNA 又は染色体を分析する検査をいう。

「医療従事者」とは、当人が役務を提供する場所において、保健医療サービスを提供するために州法の下で適法に資格を与えられた者をいう。

禁止事項

遺伝学的検査

第 3 条 (1) 何人も、次の各号に掲げる事項の条件として個人に対して遺伝学的検査を要求してはならない。

- (a) 当該個人に商品又は役務を提供すること；
- (b) 当該個人との間での契約又は合意を締結又は継続すること；又は
- (c) 当該個人との契約又は合意において特定の条項又は条件を提供又は継続すること。

遺伝学的検査拒否者の取扱い

(2) 何人も、個人が遺伝学的検査の受検を拒否したという理由で、当該個人に関する前項各号のいずれかに該当する活動に従事することを拒否してはならない。

結果の開示

第 4 条 (1) 何人も、前条第 (1) 項各号のいずれかに該当する活動に従事する条件として、遺伝学的検査の結果の開示を個人に要求してはならない。

結果の開示拒否者の取扱い

(2) 何人も、個人が遺伝学的検査の結果の開示を拒否したことを理由に、当該個人に関する前条第 (1) 項各号のいずれかに該当する活動に従事するこ

とを拒否してはならない。

書面による同意

第5条

個人に関する第3条第(1)項各号のいずれかに該当する活動に従事する者は、本人の書面による同意なく個人の遺伝学的検査の結果を収集、使用、又は開示してはならない。

例外：医療従事者及び研究者

第6条 次の各号に掲げる場合については、第3条から第5条までの規定は、適用しない。

- (a) 個人に対して保健医療サービスを提供する医師、薬剤師その他の医療従事者；又は
- (b) 個人を対象として医学、薬学又は科学研究を行う者。

罰則

第3条から第5条までの規定に対する違反

第7条 第3条から第5条までの規定のいずれかに違反した者は、次に掲げる処罰を受ける。

- (a) 起訴により有罪判決を受けた場合、1,000,000ドル以下の罰金若しくは5年以下の拘禁に処し、又はこれを併科する；又は
- (b) 陪審によらず有罪判決を受けた場合、300,000ドル以下の罰金若しくは12月以下の拘禁に処し、又はこれを併科する。

R.S., c. L-2

カナダ労働法

第8条 カナダ労働法を改正し、第247.97条の後に次の条項を追加する：

第XV.3章

遺伝学的検査

定義

第247.98条 (1) 以下の定義がこの章に適用される。

「開示」には開示を許可することが含まれる。

「遺伝学的検査」とは、労働者に関する疾患若しくは垂直伝達のリスク予測、

モニタリング、診断又は予後予測等の目的で、当該労働者の DNA、RNA 又は染色体を分析する検査をいう。

遺伝学的検査

(2) すべての労働者は、遺伝学的検査を受けない権利を有し、また受けるよう要求されない権利を有する。

結果の開示

(3) すべての労働者は、遺伝学的検査の結果を開示しない権利を有し、また開示を要求されない権利を有する。

懲戒処分

(4) すべての使用者は、次の各号に掲げる理由により、労働者を解雇、停職、一時解雇若しくは降格すること、労働者に対して経済的制裁その他の制裁を課すこと、又はこの章における労働者の諸権利の行使がなければ労働者が働いていたはずの期間の賃金の支払いを拒否すること、労働者に対して懲戒処分を行うこと、又はそれに類する処分を下すよう脅すことをしてはならない。

(a) 労働者が使用者に要求された遺伝学的検査の受検を拒否したという理由；

(b) 労働者が遺伝学的検査の結果の開示を拒否したという理由；又は

(c) 労働者が受検した遺伝学的検査の結果そのものに基づくこと。

第三者による開示

(5) 何人も、労働者の書面による同意なしに、労働者が遺伝学的検査を受検した事実、又は遺伝学的検査の結果を使用者に開示してはならない。

収集又は使用

(6) 使用者は、遺伝学的検査を受けた労働者の書面による同意なしに、遺伝学的検査の結果を収集又は使用してはならない。

労働監督官に対する不服申立て

第247.99条 (1) 使用者が労働者に対して前条第(4)項に違反する行為をしたと主張する労働者は、労働監督官に対し、書面で不服を申し立てることが

できる。

不服申立て期間

(2) 前項の不服申立ては、不服の理由となる行為若しくは状況について申立人が知った日又は労働監督官の意見において知り得る状態であった日から90日以内に、労働監督官に対して行われなければならない。ただし、次項の場合は、この限りでない。

不服申立て期間の延長

(3) 労働大臣は、申立人が前項の期間内に、当該申立てを処理する権限を持たない公務員に対して申立てを行い、かつ、申立人が当該公務員にその権限があると信じていたと認める場合、前項の期間を延長することができる。

労働監督官による当事者の支援

(4) 労働監督官は、第(1)項に基づく不服申立てを受領した場合、申立てを解決するよう当事者を支援するか、又は別の労働監督官に支援させるよう努めなければならない。

合理的な期間内に申立てが解決されない場合

(5) 当事者を支援する労働監督官が当該状況において合理的であると判断する期間内に前項に基づく支援により申立てが解決されない場合、労働監督官は、当該申立てが次項に基づき審判人に付託されるべきであるという申立人の書面による要請により、次の各号に掲げる行為を行う。

- (a) 労働大臣に対し、当事者による申立ての解決を支援する努力が成就しなかった旨を報告すること；及び
- (b) 労働大臣に対し、第(1)項の規定による申立て及び労働監督官が保有する申立てに関連するその他の供述書又は書類を送付すること。

審判人への付託

(6) 労働大臣は、前項に基づく報告を受領した場合、労働大臣が適当と判断する者を、その報告がなされた申立てについて聴聞及び審判を行う審判人として指名し、当該申立てを付託することができる。

審判人の決定

(7) 前項の規定により申立てが付託された審判人は、次に掲げる行為を行うものとする。

- (a) 使用者による第247.98条第(4)項違反の有無を検査し、決定を下すこと；及び
- (b) 当該決定及びその理由の写しを申立ての各当事者及び労働大臣に送付すること。

命令

(8) 前項に基づいて使用者による前条第(4)項違反があると判断した場合、審判人は、命令によって、使用者に対してその違反行為をやめるよう要求することができ、適用可能であれば、命令によって、使用者に対して次の各号に掲げる行為をさせることができる。

- (a) 労働者の職務復帰を許可すること；
- (b) 退職した労働者を復職させること；
- (c) 審判人の意見において、違反がなければ使用者により労働者又は退職した労働者に支払われたはずの賃金に相当する額を超えない範囲で、労働者又は退職した労働者に補償金を支払うこと；
- (d) 違法な懲戒処分を取り消し、かつ、審判人の意見において、使用者が労働者に課した経済的又はその他の制裁に相当する額を超えない範囲で、労働者に対して補償金を支払うこと；及び
- (e) 違法行為の結果を是正し、又は緩和するために使用者が行うべきことが公平であるようなその他の行為を行うこと。

規定の適用

(9) 第242条第(2)項は、第(6)項に基づき審判人に付託された不服申立てに適用される。第243条及び第244条は、前項の規定による審判人の命令に適用される。第246条第(1)項は、必要に応じて修正を加えた上で、同項に基づく不服申立てを行った労働者に適用される。

R.S., c. H-6

カナダ人権法

第9条 カナダ人権法第2項を次のとおり改正する：

目的

第2条 この法律は、議会の立法権限に属する事項の範囲内でカナダ国内の法律を拡張し、あらゆる個人が他の個人と等しく、自分の送ることができる、また送りたいと思う生活を送る機会を得るという理念、及び社会における構成員としての義務並びに責任に応じて、人種、国籍的若しくは民族的出自、皮膚の色、宗教、年齢、性別、性的指向、婚姻上の地位、家族の地位、遺伝学的特徴、障害又は恩赦を与えられた犯罪、若しくは記録の停止が命じられた犯罪についての有罪判決に基づく差別により妨げられることなく、あらゆる個人の要求を満たすようにすることを目的とする。

第10条 (1) 第3条第(1)項を次のとおり改正する：

差別禁止事由

第3条 (1) この法律の目的上、差別の根拠として禁止されるのは、人種、国籍的又は民族的出自、皮膚の色、宗教、年齢、性別、性的指向、婚姻上の地位、家族の地位、遺伝学的特徴、障害及び恩赦が与えられた犯罪又は記録の停止が命じられた犯罪についての有罪判決である。

(2) **第3条を改正し、第(2)項の後に次の規定を追加する：**

同上

(3) 差別の根拠が遺伝学的検査の受検又は遺伝学的検査の結果の開示若しくは開示の許可を拒否したことにある場合、その差別は遺伝学的特徴を根拠とするものとみなす。

改正の調整**法律案 C-16**

第11条 (1) 第42回議会の第1会期において提出され、*カナダ人権法及び刑法を改正する法律* (本条において「他の法律」という。)と題された法律案 C-16が国王の裁可を受けた場合には、第(2)項及び第(3)項が適用される。

(2) 前項に定める法律の第1条及びこの法律の第9条の双方が効力を有する最初の日に、*カナダ人権法*第2条を次のとおり改正する：

目的

第 2 条

この法律は、議会の立法権限に属する事項の範囲内でカナダ国内の法律を拡張し、あらゆる個人が他の個人と等しく、自分の送ることができる、また送りたいと思う生活を送る機会を得るという理念、及び社会における構成員としての義務並びに責任に応じて、人種、国籍的若しくは民族的出自、皮膚の色、宗教、年齢、性別、性的指向、婚姻上の地位、家族の地位、遺伝学的特徴、障害又は恩赦を与えられた犯罪、若しくは記録の停止が命じられた犯罪についての有罪判決に基づく差別により妨げられることなく、あらゆる個人の要求を満たすようにすることを目的とする。

(3) 第(1)項に定める法律の第2条及びこの法律の第10条第(1)項の双方が効力を発する最初の日に、カナダ人権法第3条第(1)項を次のとおり改正する：

差別禁止事由

第3条(1) この法律の目的上、差別事由として禁止されるのは、人種、国籍的又は民族的出自、皮膚の色、宗教、年齢、性別、性的指向、性自認、婚姻上の地位、家族の地位、遺伝学的特徴、障害及び恩赦が与えられた犯罪又は記録の停止が命じられた犯罪についての有罪判決である。

謝辞：本稿は、JSPS 科研費18961004、公益財団法人生命保険文化センター生命保険に関する研究助成「生命保険における遺伝情報の取り扱いに関する法的・倫理的課題の検討」(2018年度)、および KDDI 財団調査研究助成「医療情報の利活用に係る法制度に関する研究」(2018-2020年度／調査研究代表者 藤田卓仙)による研究成果の一部です。